

第十回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の受付を開始します

平成27年4月1日より、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第十回特別弔慰金）の請求受付を開始します。対象者の方は下諏訪町健康福祉課福祉係にて、請求手続きを行ってください。

【概要】

先の大戦で公務などのため国に殉じた、もとの軍人、軍属および準軍属の方々に思いをいたし、終戦20周年、30周年、40周年、50周年、60周年、70周年という節目の機会をとらえ、国として改めて弔慰の意を表すため、一定の日（基準日）において、恩給法による公務扶助料、戦傷病者戦没者遺族援護法による遺族年金、遺族給与金などの受給権がある遺族がいない場合に、残された遺族に対して、『戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法』に基づき、記名国債として支給されるものです。

【支給対象者】

戦没者の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没遺族等援護法による遺族年金等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族おひとりに支給されます。

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の（1）父母、（2）孫、（3）祖父母、（4）兄弟姉妹
（戦没者等と生計関係を有していた方のうち、平成27年4月1日において婚姻したとしても氏が変わっていない方、または同日において遺族以外の方と養子縁組していない方に限ります）
4. 上記3以外の（1）父母、（2）孫、（3）祖父母、（4）兄弟姉妹
（戦没者等と生計関係を有していない方や、戦没者等と生計関係が有していたが上記3に該当しない方）
5. 上記1～4以外の戦没者等の三親等内の親族
（戦没者等の死亡時まで引き続く1年以上の生計関係を有していた方に限ります）

【支給内容】

額面25万円、5年償還の記名国債（償還期間 平成28年4月15日～）

【受付期間】

平成27年4月1日～平成30年4月2日

※受付期間を過ぎると、時効により特別弔慰金を受給できなくなりますので、ご注意ください。

【請求に必要な書類】

1. 特別弔慰金請求書
 2. 印鑑等届出書
 3. 現況申立書
 4. 請求同意書（請求者と同順位者の遺族がいる場合のみ。同順位者全員の自筆署名が必要です）
※1～4の用紙は下諏訪町健康福祉課福祉係に備えてあります。
 5. 請求者本人の戸籍抄本（平成27年4月1日以降のもの）
- ◆このほかにも追加で書類が必要になってくる場合がございます。

■問い合わせ 下諏訪町 健康福祉課 福祉係 電話27-1111（内線232）

臨時福祉給付金について

消費税率の引上げにより、低所得者に与える負担の影響を緩和するとともに消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置を行います。[申請・支給手続きについては、現在準備中です。](#)

（1）給付対象者

○平成27年度分の町民税（均等割）が課税されていない方

（町民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く）
生活保護制度内で対応される被保護者等は対象としません。

※平成27年度につきましては、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の両方が対象となる場合には、二つの給付金を受け取ることができます。

（2）給付額（1回の手続で支給）

○給付対象者一人につき 6,000円

★給付金の基準日、支給対象要件、給付額等について

臨時福祉給付金	
基準日	平成27年1月1日
給付対象者の範囲	○基準日において市町村の住民基本台帳に記録されている者
税・所得要件	○市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）課税者の扶養親族等を除く）等
給付額	○1人につき6,000円
対象外	○生活保護受給者は除く
申請スケジュール	○申請受付につきましては平成27年9月中旬を予定しています。 ○支給につきましては申請書を受付後、審査終了次第、随時支給いたします。

■問い合わせ 下諏訪町 健康福祉課 福祉係 電話27-1111（内線231・232）

平成27年度「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者募集

日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

費用は、参加費として10万円。5年を経過した方（平成21年度以前参加者）は2回目の応募をすることができます。（海で亡くなられた方で洋上慰霊参加希望者は5年を経過していなくても応募可能です。ただし、前回洋上慰霊参加者は応募できません。）※日程等の詳細は下記までお問い合わせください。

実施地域	実施時期	募集人員	申込締切
トラック・パラオ諸島	平成27年10月31日(土)～11月7日(土)	30人	平成27年9月18日
ソロモン諸島	平成27年11月7日(土)～11月14日(土)	20人	平成27年9月25日
ミャンマー	平成27年11月13日(金)～11月22日(日)	45人	平成27年10月1日
フィリピン	平成27年11月25日(水)～12月2日(水)	120人	平成27年10月13日
マーシャル・ギルバード諸島	平成27年12月5日(土)～12月13日(日)	36人	平成27年8月22日
洋上慰霊	平成28年2月下旬～3月上旬	400人	平成27年12月5日

■問い合わせ 一般財団法人 日本遺族会事務局 電話03-3261-5521